

○鳥羽志勢広域連合職員の営利企業等の従事に関する取扱規程

〔平成29年3月24日〕  
〔訓令第3号〕

鳥羽志勢広域連合職員の営利企業等の従事に関する取扱については、志摩市職員の営利企業等の従事に関する取扱規程（平成17年志摩市訓令第18号）の例による。この場合において、第4条第1項第1号中「志摩市」とあるのは、「構成市町」と読み替える。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。